

令和5年決算特別委員会（農政部審査）開催状況

開催年月日 令和5年11月13日（月）  
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員  
 答弁者 農政部長 水戸部 裕  
 農業環境担当課長 庄司 好明

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 鳥獣被害対策等について</b>  <b>（一）農業における野生鳥獣被害の推移について</b>                      私は鳥獣被害対策等について伺ってまいります。                      2021年度までの鳥獣による農業被害の推移及び被害に対する事業と決算状況について、まず、お示し願います。</p> <p>道の交付金実績2年前が7億7千万円ですから増額されてきているということなのですが、直近で被害が少し広がっている状況が生まれてきています。</p> <p><b>（二）鳥獣被害防止計画について</b>                      いま答弁にあった鳥獣被害対策計画なんですけど、作成している市町村はいくつになっていますか。                      また作成していない市町村数とその理由についてもあわせてお伺いします。</p> <p>被害地域では全て作成されているということですね。</p> <p><b>（三）鳥獣被害対策実施隊について</b>                      それで、この、農林水産業にかかる鳥獣による被害を防止するため、市町村に鳥獣被害対策実施隊が作られています。計画作成した市町村のうち、実施隊を設置している市町村数は168自治体と承知しておりますけど、この実施隊の役割と構成、実施隊員の処遇についてご説明願います。</p> <p>この制度は、公務として被害対策に従事することが出来て、公務災害による適用も受けることが出来るという非常に優れたシステムになっています。</p> <p><b>（四）市町村の条例による報酬について</b>                      市町村の条例によりますと、これ、報酬を決められることになっていますけど、報酬についてはどのように把握されていますか。</p> <p>報酬がないところもありますけれども、多くが報酬を定めております。</p>	<p><b>（農業環境担当課長）</b>                      農業における鳥獣被害の推移などについてでございますけれども、野生鳥獣による農業被害は、平成23年度の70億3千万円をピークに減少傾向にあり、令和3年度は54億1千万円とピーク時の8割程度になっているものの、前年度に比べ4億1千万円増加しているところです。</p> <p>道では、野生鳥獣による農業被害を防止するため、鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町村が策定した「被害防止計画」に沿って、国の鳥獣被害防止対策交付金を活用し、捕獲活動や侵入防止柵の整備など各地域の実態に応じた総合的な取組を支援しております。</p> <p>なお、令和3年度の道の鳥獣被害防止総合対策交付金の実績は、10億2,914万円となっております。</p> <p><b>（農業環境担当課長）</b>                      鳥獣被害防止計画についてであります。令和5年4月現在で、道内179市町村のうち、ほぼ全ての177市町村において、被害防止計画を作成しており、残る2町については、農業被害が発生していないことから、計画は作成されておりません。</p> <p><b>（農業環境担当課長）</b>                      鳥獣被害対策実施隊についてであります。実施隊は、市町村が鳥獣被害防止特別措置法に基づき設置し、市町村長が「市町村職員から指名」又は「対策に積極的に取り組むことが見込まれる者から任命」する者で構成され、被害防止計画に沿って捕獲活動や防護柵の設置といった活動を行っております。</p> <p>また、市町村職員以外の実施隊員は、非常勤の公務員となり、公務として被害対策に従事し、条例で定める報酬や補償を受けることになっております。</p> <p><b>（農業環境担当課長）</b>                      市町村条例における報酬についてであります。令和5年4月現在、実施隊を設置している168市町村のうち、条例により市町村職員以外の隊員に対する報酬を定めている市町村は121でございます。うち、日額で定めている市町村は57と約半数を占めているほか、年額、時間や出勤日数に応じて額を定めているケースもございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(五) 実施隊の優遇措置について</b>  そのほかにですね、実施隊設置に伴って、優遇措置があるわけですが、これはどのようにしているのでしょうか。</p> <p>ヒグマの駆除に当たる特定従事者も同様の優遇措置を受けていますけれども、この技能講習が免除されることによって、練習の機会をなかなか確保できずにですね、当たりにくくなっているという情報が私の所に寄せられておりますので、このところは一つ課題だというふうに感じております。</p> <p><b>(六) 実施隊の活動状況について</b>  実施隊の活動というのはどのような内容になっているか伺います。</p> <p><b>(七) 被害防止計画と被害の対象について</b>  今、市街地周辺に出没した問題クマの捕獲や駆除が大変問題となっておりますので、この被害防止計画と被害の対象について、農政部の事業を調べてみたんです。で、それで、この市街地への侵入に対する駆除にも適用にならないかどうかと思ったわけですが、現在、環境生活部の駆除には全く適用にはならないわけですが、対応しているハンターなどは実施隊と重複していると思われまして、で、市町村の被害防止計画を見ますと、実施隊としての事業として対応できるのではないかと考えるわけですがどうかでしょうか。</p> <p><b>(八) 冬期における捕獲について</b>  被害計画の中にはですね、農村地の農業被害に対するだけではなくて、人畜というか、クマやエゾシカのほかに、そこに住んでいる、周辺に住んでいる人への被害対策としてもこの駆除隊を適用できるというふうに計画上あるわけですね。ですからこのところはですね、有効に活用することができるんだというふうに考えます。で、この、その観点からですね、農業被害に対する、冬の時期のヒグマの捕獲駆除で、農業被害が想定される地域では、被害予防対策としてですね、実施隊を非常勤公務員としてその職務に当たるってということが可能ではないかと考えるんですけど、いかがでしょうか。</p>	<p><b>(農業環境担当課長)</b>  実施隊員への優遇措置についてであります。市町村が実施隊を設置した場合、隊員には、銃刀法に基づく猟銃所持許可の更新などの申請に必要な技能講習や狩猟税の免除、市町村職員以外の隊員への公務災害の適用、さらには、ライフル銃の所持許可の特例として、10年以上猟銃の所持をしなくても、許可される優遇措置が講じられております。</p> <p><b>(農業環境担当課長)</b>  実施隊の活動内容についてであります。実施隊は、市町村の定める被害防止計画に基づく活動を行っており、具体的には、「猟銃」や「わな」による捕獲活動をはじめ、有害鳥獣の侵入を防止する防護柵や、人里に近づきにくくするための緩衝帯の設置のほか、人里に近づいた有害鳥獣の追い払い、さらには、農業者への指導・助言、有害鳥獣の生息状況調査などを実施しております。</p> <p><b>(農業環境担当課長)</b>  被害防止計画において対象となる被害についてであります。被害防止計画の根拠法である「鳥獣被害防止特別措置法」では、鳥獣による農林水産業などへの被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することとしており、実施隊の事業として対象となる被害は、「農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者などへの被害」とされております。</p> <p><b>(農業環境担当課長)</b>  冬期における実施隊の活動についてであります。ヒグマ等の有害鳥獣による農業被害の発生が想定される地域においては、被害防止計画に基づき、冬期に実施隊員を出動させ、被害防止の職務に当たらせることは可能になります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(八) - (再) 冬期における捕獲について  計画の中では、多くがですね被害の対象は、農地農作物被害と農業従事者等への被害であるとされており。昨今のヒグマ被害対策においても実施隊は重要な担い手と言えらると思ひます。被害予防の観点からも期待されると考へますが部長の見解を伺ひます。</p> <p>実施隊がこんなに注目されたことはないと思ひます。ですけども、本当に重要な役割を果たしていると思ひます。それで決算委員会の中で、水林では森林でのヒグマの情報提供を行うことや、それから農村部でのゾーニングの重要な地域としてですね、その役割を果たすための情報提供も必要ですし、来週に向けて環境生活部とも協力もしながらね、どうゆうふうを守っていくか、人との共生を守っていくということが必要となってくると思ひます。それで最後に、質問しませんが、紹介したいんですけど、実は山形市が新たな取組をしております、この実施隊の中から精鋭部隊を抽出しまして特別チームを編成することを検討しているそうです。その際、緊急の出動要請に即応できる体制を整えるということなんです。ほとんどが猟友会のメンバーで構成されておりまして、普段は農作物などの食害を防ぐために有害鳥獣の駆除や捕獲に協力して、そこから適任者を選抜してですねそしてチーム編成後、メンバーの射撃訓練も行うということも取組んでいるそうです。ですから水林、農政、環境生活部連携してですね、是非、取組を加速させていただきたいと思ひますので、そのこと含めて知事にもお伺ひしたいと思ひますので取り計らいよろしくお願ひいたします。</p>	<p>(農政部長)  実施隊の役割などについてであります、ヒグマによる農業被害は、近年増加傾向にありまして、農業者をはじめ関係者の皆様から効果的な対策が求められているところでございます。こうした中、実施隊は、狩猟をはじめ箱わなの設置などの捕獲活動、防護柵や緩衝帯の設置、追い払い活動などを行っておりまして、地域においてヒグマの農業被害防止には欠かせない大変重要な役割を担っているものと考えてございます。このため道では、庁内はもとより、地域の皆様と連携を図りながら、狩猟免許の受験に向けた出前教室の開催や箱わなやくくりわな技術の講習会の実施、さらには、ドローンによる生息調査やセンサーカメラによる捕獲の確認といった新しい技術の導入などによりまして、実施隊の取組を支援をしてまいります。</p>